

# 豊臣政権の訴訟対応

——畿内・近国の村落出訴を中心に——

谷 徹 也

【要約】 本稿では、豊臣政権の訴訟処理体制について考察した。その意図は、訴訟対応の様相の解明が、研究史上で等閑視されてきた政権の内部構造に迫ることを可能にし、この時期の「公儀」の正当性を支えた基盤を提示することにつながる点にある。当時、政権の直接支配下にあつた畿内・近国社会では、給人や代官の百姓に対する非分や、村落間の用益相論が権力の相対すべき主要な課題であつた。近隣の村や代官らによる仲裁では事態が収まらない場合、その解決は中央の政権に求められた。政権側は増田長盛を中心とする奉行が対応する体制を徐々に形成し、天正十六年（一五八八）前後からは二名、文禄三年（一五九四）前後からは三名の奉行によつて訴訟を処理した。社会の望んだ保証力と唯一性を有した裁定を奉行が行うことで、政権の統治方式は社会に浸透したと評価できよう。

史料 九八巻二号 二〇一五年三月

## はじめに

ここ三十年來、活発に議論されてきた中近世移行期研究を牽引したのが村落論であることは、もはや自明といえよう。自律的な村や町を基盤とする社会体制の形成を説く勝侯鎮夫氏の「村町制」や、村を百姓の生命維持装置として捉える藤本久志氏の「自力の村」といった提起は多大な影響を及ぼし、近年では、それらを前提とした戦国大名像も明らかにされつつある。

例えば、戦国大名の「公儀」確立には「雑人訴訟」(とりわけ村落や百姓への訴訟対応)が重要であったと見る久保健一郎氏は、後北条氏の裁判制度は領国の危機によってその整備が行われ、天正後期に統一政権に対する臨戦体制が構築されるとその展開が阻害されたことから、戦争こそが戦国大名「公儀」の強化と動搖を導く本質であったと説いた<sup>②</sup>。また、稲葉継陽氏は藤木氏や久保氏の理解に立脚し、戦国大名が公権力として村落フエーデ(自力救済行為)を規制し、民衆生活の危機に対する徳政として、地域の紛争を解決するための法廷の開放(百姓提訴の誘導)を行ったことを高く評価している<sup>③</sup>。さしあたって本稿では、紛争解決が当該期の権力にとって重要な課題の一つであることを確認し、それが戦争の遂行過程と密接な関係を有していた点と、在地の要請や慣習が権力の対応を規定する側面があった点を戦国大名の訴訟研究の成果として重視したい。

藤木氏はまた、豊臣政権が「喧嘩停止令」を発令したと考え、それを中世的な自力の惨禍からの解放と位置付けている<sup>④</sup>。しかし、戦国期の研究状況と比較すると、当の豊臣政権の訴訟制度に関する議論は現状、活発とはいえない。この問題については、かつて農政史や水利史の方面からの言及がなされた<sup>⑤</sup>。はやく中村吉治氏は、近世封建制の成立過程を説明するにあたって当該期の農村支配を総合的に検討し、給人や代官の不正を防止するために百姓の直訴が認められ、それが近世に入って訴訟手続が整備されるに至って禁止されたと指摘した。また、喜多村俊夫氏は、織豊政権期に近世的水利秩序が成立し、同時に訴訟手続が制度として普及したことで、中世の暴力から近世水論へと転換したと論じている。

その後、百姓や村落側の視点から豊臣期の村落間相論を捉え直し、研究史を新たな段階へ導いたのは酒井紀美氏であった。氏の分析は藤木氏によって発展継承され、豊臣政権による百姓の武力行使規制の歴史的意義が問われた。そして、「自力の村」論の展開過程において、政権が相論裁定の際に山野については先例を重視したことや、越訴保障によって実力行使を提訴に転化させようとしたことが明らかにされたのである<sup>⑥</sup>。

このように、織豊期全般の概観や村落にとつての訴訟の具体像は示されてきたが、その一方で、政権内部において訴訟

がどのように処理されたのかに関する考察は皆無といってよい。これは、豊臣政権の研究自体が、法令や政策、政治過程については膨大な蓄積を有するものの、内部構造の検証についてはあまり進展してこなかったことに起因する。よって、これまでに一定の成果を得ている政権構成員個人々の活動実態に加えて、政務を処理する体制の変遷を明確にすることが求められよう。

また、右の問題の追究は、豊臣期の「公儀」の評価にも重大な示唆を与えうる。現在我々が参照しうる豊臣「公儀」論は二つ存在する。一つは、文禄四年（一五九五）の血判起請文や「御掟」「御掟追加」において、秀吉と秀頼を頂点に、有力大名（のちの「五大老」と奉行（のちの「五奉行」）らを構成員とし、諸大名を客体とする近世「公儀」の原型が創出されたとする藤井讓治氏の議論である。いま一つは、天正十六年（一五八八）の「武家家格」（「清華成」大名）構築によって戦国大名「公儀」の集合体である豊臣「公儀」が確立したとみる矢部健一郎氏の議論である。これまで、両「公儀」論は歩調を合わせることはないままに相互批判を重ねてきたが、その要因は、藤井氏が個人を超えた法的主体、矢部氏が大名の身分序列と、別個の事例検討を立論の土台としていることにある。ゆえに、前述の久保氏の方法論に学び、天下人を頂点とした「公儀」そのものを扱うのではなく、その正当性を支えた基盤を探ることでこれらの議論の接続をはかるという課題も、本稿には伏流する。

よって、以下では、紛争裁定者たる豊臣政権の、村落からの出訴への対処法を主な検討対象とする。具体的には、在地社会の抱えた問題が噴出した際に、その解決を要請したのものとして訴訟を捉えたうえで、政権内における訴訟処理体制の形成過程を解明することで、豊臣領国としての畿内・近国社会と政権との関係、とりわけ「公儀」の正当性がどのように構築されていったのかについて考察する。その中でいわゆる「喧嘩停止令」についても言及を行うことになろう。

① 勝俣鎮夫「戦国時代の村落」（同著『戦国時代論』岩波書店、一九九六年、初出一九八五年）。藤木久志「村と領主の戦国世界」東京大

学出版会、一九九七年、初出一九八七〜九六年。

② 久保健一郎「戦国大名と公儀」校倉書房、二〇〇一年。

- ③ 稲葉継陽「中・近世移行期の村落フエーデと平和」(同著『日本近世社会形成史論——戦国時代論の射程』校倉書房、二〇〇九年、初出二〇〇〇年)。ただし、別個の大名領国において固有の背景を有して形成された法令や制度を、戦国大名権力一般の問題に敷衍できるか否かについては留保が必要と思われる。
- ④ 藤木久志「豊臣喧嘩停止令の発見」(同著『豊臣平和令と戦国社会』東京大学出版会、一九九七年、初出一九八三・八四年)。
- ⑤ 中村吉治「近世初期農政史研究」岩波書店、一九三八年。喜多村俊夫「日本灌漑水利慣行の史的研究 総論篇」岩波書店、一九五〇年。
- ⑥ 酒井紀美「水論と村落」(同著『日本中世の在地社会』吉川弘文館、一九九九年、初出一九七六年)。藤木前掲『豊臣平和令と戦国社会』。同前掲「村と領主の戦国世界」。
- ⑦ 藤井讓治「公儀—国家の形成」(同著『幕藩領主の権力構造』岩波書店、二〇〇二年、初出一九九四・九五五年)。矢部健太郎「豊臣—公儀」の確立と諸大名」(同著『豊臣政権の支配秩序と朝廷』吉川弘文館、二〇一二年、初出二〇〇一年)。および、藤井氏や福田千鶴氏による矢部著書への書評(『歴史学研究』九〇八、二〇一三年。『国史学』二二三、二〇一四年)。

## 第一章 政権前期の訴訟対応

### 第一節 京郊地域の訴訟

本節ではまず、京郊地域の訴訟について検討する。ここで京郊村落を取り上げるのは、公家・寺社の当知行地の残存に  
より、天正十三年(一五八五)の山城検地以前には、中世来の本所(公家・寺社)を通じた訴訟が支配的であり、他地域や  
後の段階とは異なる状況にあったと考えられるためである。

賤ヶ岳の戦いも一段落した天正十一年(一五八三)七月、羽柴秀吉は伏見三郷(船津村・久米村・石井村)と山村の間に起  
こった馬借の出入(争い)に関する判物を下した。その内容は、山村の主張が「新儀非分」であったことが明らかになっ  
たので処罰すべきところ、先規に任せて三郷と山村が相談のうえで馬借を運営するように命令するものであった。同日付  
で玄以の判物も発給されていることから、訴訟の審理自体は玄以が行い、秀吉が事情を確認したうえで裁定を下したもの  
と思われる<sup>①</sup>。ただし、この訴訟は馬借らが直接政権へ提訴したものではなかったようである。この前月、玄以は伏見の馬

借の「申分」について、伏見宮邦房親王に「彼近所木幡之者共召寄、遂糺明申付候、向後之儀者、彼百姓中などの申分者、為守護不入、諸公事直可被仰付候」と伝えている<sup>②</sup>。すなわち、この訴訟は馬借らが領主である伏見宮の課税を逃れようとしたことに端を発しており、宮家から政権に裁定が依頼されたと考えられるのである。審理の過程で權益をめぐる村落間の対立が浮かび上がり、玄以が近隣の木幡村の百姓を召喚して先例を尋ねたことで、山村の新儀が発覚したのである。

同じく天正十一年の九月、山城と丹波・近江との境に位置する久多大見郷の百姓中に対して遣わした玄以の書状の中に、次のような文言が認められる<sup>③</sup>。

当郷之儀付而、今度<sup>(義演)</sup>三宝院殿、秀吉様へ御直訴候、就其、我等を以、朽木十兵衛殿<sup>(元綱)</sup>へ被仰出候、今穿鑿半候、聽而 秀吉様御意次第可相究候間、先々百姓中、如前々可有還住候、

すなわち、朽木元綱による久多大見郷への違反がおこり、三宝院義演は秀吉へ直訴した。訴訟は玄以が受け持ち、詮索を行ったが、「秀吉様御意次第」とあるため、この件の最終的な裁定権も秀吉が保持していたことがわかる。朽木は久多荘の代官であったが、天正七年（一五七九）にも非分を行ったために百姓の逃散が発生し、代官職は三宝院に還付されている<sup>④</sup>。この段階では朽木は秀吉に属しており、代官職を有しないながらも実効支配を試みたため、再度問題化したのであろう。

これらの事例によれば、本所との結びつきが強い京郊村落においては、領主が出訴の主体となつて、秀吉への直訴が行われることが多く、従つて、この時期には百姓が政権への直接の出訴主体とはなつていなかったと推測できる。玄以の裁許引付である「玄以法印下知状」において、村や百姓宛の判物が四通残されているが、それらには禁裏や親王、神社からの申請が想定しうることから、右の推測は裏付けられる。本所は諸役免除や未進催促の代行を玄以に依頼することがしばしば見られるため、そのような領主による權益確保の一環として、百姓らの訴えが取り上げられたのであろう。また、先の二例や「下知状」中の安堵要求に関して、秀吉の御意や村井貞勝の先例が最終的な裁定の基準となつていことから、

これらの案件に関しては、玄以に独自の権限は与えられていなかったとみられる。<sup>⑤</sup>

なお、保護や安堵の要求に対する秀吉の判物は京郊地域に限らず、秀吉の通過地や戦時の駐屯地、および占領地においてよく見出せることから、その種の出訴は現地です時対応がなされていたと思われる。では、それ以外の畿内・近国における訴訟はどのように処理されたのであろうか。次節で検討していこう。

## 第二節 畿内・近国の訴訟

### (1) 丹波の事例

まずは、丹波の事例を見てみたい。丹波亀山城から南西に数キロ離れたあたりの、曾我谷川流域に北から寺村と春日部村が存在する。その両村の起こした井水相論に関する史料が当地に残されている。<sup>⑥</sup>

寺村・かすかへ井水出入之儀(春日部)せいの上を以定候事(誓紙)

一、ゆきしやうにても、火きしやうにても、あやまり申候かた、せいはい申付へき事、(湯起請) (起請)

一、寺村越度ニ付てハ、せいはい申付候上にて、水一切ニ遣間敷候事、

一、かすかへ越度ニ付而ハ、せいはいの上にて、寺村百姓申候ことく、水半分可遣候事、  
右来五日ニせいたん可申付候、其覚悟可仕候者也、(制断)

七月二日

稲田長盛  
増仁右(花押)

石川光致

石空(花押)

一牛斎歌仲、のち帥法印

一牛(花押)

石川光重

石加介(花押)

(伊藤秀盛)  
伊太郎左(花押)

寺村百姓中

〔かすか〕へ百姓中

丹波亀山が秀吉の実質支配下に収まるのは、天正十年(一五八二)六月の本能寺の変の後である。そして、連署者の署判などを考慮すると、天正十二年(一五八四)に発給された文書である可能性が高い。当時、秀吉は小牧・長久手の戦いの最中であり、一時大坂に戻ってはいたものの、同月九日には再度美濃へ出陣している。連署する家臣はその留守を預かり、京都周辺(妙顕寺城カ)にいたものと思われる。なお、亀山城主の於次秀勝も出陣中で、当時は病気により大垣城で静養していたようである。

内容に移ると、事書からは両村の百姓より誓紙を提出させていることがわかる。おそらく、両村の年寄らが豊臣氏に裁定を依頼し、その対応として本文書が発給されたのであろう。そして、一条目にあるように、家臣らは湯起請か鉄火起請によって、是非を決しようとしていた。鉄火起請を初期の近世権力の弱さの現れとする評価を参照すると、当時の彼らには召喚や検分によって自ら是非判断を行う余裕はなかったと見ることができ、また、文中に「せいたん可申付候」とあり、敬意が用いられていないため、この事例からは秀吉の存在は読み取れない。出訴主体は百姓であるため、訴訟が寺社や公家から持ち込まれるのではない場合、秀吉の指示を仰ぐには及ばなかったと推測できる。ただし、それに対応すべき家臣らも、即座の解決のために神慮に従い、その効力を補填するに留まった点には注意しておきたい。⑧

## (2) 播磨の事例

ついで、播磨の事例に移る。印南郡には、加古川右岸の平荘湖沿いに、平村と益田村が隣接していた。天正十四年(一五八六)、この両村の間に草場相論が発生した。この相論を裁定したのは片桐直盛(且元)と秋田頼弁であったが、彼らは

両村の給人(知行を与えられた者)もしくは代官(蔵入地を預けられた者)と推測される。この時の裁許状は両村に一通ずつ交付されており、<sup>⑧</sup>そのうちの平村に下された裁許状の写には、「平村与益田村与草庭出入之儀、何れ候へ共、生駒道裕入道殿・伊藤掃部殿時のことく申究候間、益田之者二からせ可申候、但其時之傍示を越并私林・他人田畠のあたり苅申候者、<sup>(祐時)</sup>搦取大坂へ可罷上候、其上にて遂礼明、不届かたを成敗有之様、申合候」と記されている。ここからは、かつての給人・代官と見られる生駒と伊藤の時にも出入があつたために裁定が下され、益田村が草場の用益権を保障され、両村の境に傍示が立てられていたことがわかる。また、今回の裁許では、先例を踏襲しながらも、もし益田村が境界を越えて草刈をした場合は、平村が違反者を通じて大坂へ召連れるように命じられている。近隣に城を預かつていない領主や代官らは、基本的に在京・在坂していたため、審理や裁定は京都や大坂で行われていたのであろう。

### (3) 摂津の事例

摂津については、川辺郡大嶋村と周辺村落との水論の事例が挙げられる。清洲会議で摂津国は池田恒興に分け与えられたが、天正十一年五月に池田氏が美濃に移つて秀吉領となり、川辺郡については三好秀次が領していたようである。その秀次が天正十三年閏八月に近江八幡に移されると、尼崎には城代として建部寿徳が入つたとされる。<sup>⑩</sup>おそらく、当地域には複数の代官が置かれていたと考えられ、そのうち、大嶋村の北方に位置する野間井組(野間・富松・時友村など)や、そこから武庫川を隔てた対岸の百間樋井組(高木・門戸・大市村など)周辺地域は増田長盛が代官であつたと伝えられている。<sup>⑪</sup>増田は関ヶ原の戦いで失領するが、その時点で彼が摂津に有していた代官所の石高は、二万二千二百石余りであり、兵庫には兄の正重を代官に置くなど、摂津西部地域に広範な影響力を有していた。<sup>⑫</sup>

大嶋村が属する武庫川流域では、永禄〜慶長期(一五六〇〜一六一〇年頃)にかけて取樋口が相次いで設けられ、それに伴つて、周辺の村を巻き込んで激しい争いがしばしば発生した。豊臣期において最も有名な水論を起こした鳴尾・瓦林両



村も大嶋村の対岸西方に位置している。大嶋井組の形成過程については八木哲浩氏の研究<sup>⑩</sup>に依拠しつつ、本稿の問題関心にそって、水論への対処法について確認したい。まず、天正十四年に大嶋村が北隣の守部村と井水相論を起こした際には、増田が両村へ手書を下したとされており、大嶋村に残された文書には次のように記されている。<sup>⑪</sup>

一、森部の領内ニし水出申候中を大嶋の井<sup>(船)</sup>ミそほりわり候てとをし申事ニ候間、森部の井のくちゆ口をなをし候時、為合力何時もひ<sup>(種)</sup>を仕なをし候たびく二大島の給人より八木壱石森部の百姓へ出し可被申候事、

一、くさかりはの事、如先規其領内ぎり二草をかり可申事、

守部領内の湧水が大嶋の井溝によつて損じたため、井口を直すことに大嶋村の給人から米一石を守部村の百姓へ渡すとの旨が明記されている。この表現から、大嶋村には当時、給人が設定されていたと思われ、増田は領主か近隣の代官として両村の仲裁にあつたのであろう。なお、草刈場についても、村の領域を越えた利用を禁じており、播磨の事例と同じ問題をも抱えていたことが読み取れる。また、その後には大嶋村が同じ井組の浜田村と井水相論を起こした際にも増田が裁定を行ったようで、裁定後に両村に対して、「浜田村・大嶋村井水之出入之事、最前相究候間、其筋目若御陣之留守など二違乱仕、致申事候ハ、重而ハ可有御成敗候」と命じている。<sup>⑫</sup>「御陣之留守」に裁定に背くことがあれば成敗を行うとの警告がなされており、戦時（ここでは九州出兵と思われる）には在地の秩序が乱れる可能性があつたことと、領主側の裁定に違反する行為は処罰の対象と見做されていたことが確認できる。

#### (4) 近江の事例

近江については、天正十四年前後に滋賀郡の葛川と伊香立との間に生じた山論を取り上げる。相論の内容に入る前に、当該期の湖西支配について概観しておこう。天正十年六月の清洲会議において、滋賀・高嶋両郡は丹羽長秀領となつた。賤ヶ岳の戦いの後、丹羽が越前北庄城へ移されると、天正十一年八月には知行割が行われ、両郡の支配は秀吉家臣の杉原

家次に委ねられた。杉原は坂本城を拠点とし、主に高嶋郡を知行地、滋賀郡を代官所として支配しており、伊香立千五百石と葛川百二十石も後者に含まれていた。しかし、杉原は同年十一月に発病が噂され、代わりに翌月以降は浅野長吉が両郡の統治を行ったと推測される<sup>⑮</sup>。天正十二年三月には、朽木谷の宿や材木売買について、杉原の先例を認めた折紙を浅野が出しており、この頃までには実際に湖西地域の統治に乗り出していたことが確認できる<sup>⑯</sup>。滋賀郡についてはおそらく代官として統治を行っていたと思われる、伊香立にも浅野の屋敷(普段は下代が利用したか)があったとされる<sup>⑰</sup>。その後、天正十七年(一五八九)頃までは浅野による統治が続いていたのであろう。

さて、葛川に関する研究蓄積は厚く、その研究史は坂田聰氏によつて総括されているが、そこでも述べられているように、中世末期から近世にかけては手つかずの状況といつてよい。よつて、少しでも研究を前進させるために、やや詳しく述べていきたい。ここで検討する葛川と伊香立は、その境にある下立山の所有や利用をめぐる、往古より対立していた。元応二年(一三三〇)の和与により、下立山は葛川領内に組み込まれ、伊香立荘の住民はそこへの立ち入りを認めてもらうかわりに明王院修理料の名目で炭を納めることが定められている。そして、応永二年(一三九五)十一月の足利義満による葛川四至の安堵がなされて以後、境相論は沈静化した<sup>⑱</sup>が、十六世紀に入るところには再び下立山の領有をめぐる対立が持ち上がるようになったのである。

両者の対立は徳川期になつても収まらなかつた。まずは、慶長十二年(一六〇七)に伊香立村惣百姓中が板倉勝重に提出した訴状から、豊臣期の相論の経緯を探ってみよう<sup>⑲</sup>。

- 一、従先年にこり谷と申山の北をさかい伊香立領にて御座候、然共<sup>(敬)</sup>い山よりの御下知二、(中略)おり立山一<sup>(下)</sup>しきにい<sup>(職)</sup>か立村の山
- 二被仰付候、則大法師衆よりの御ひはん状御座候事、
- 一、<sup>(下立山)</sup><sup>(敬)</sup>彈正殿御代官之砌、かつら川より右山に付出入申候へ共、此方より前々様子申上、證文とも懸御目候二付被聞召届、如前々い<sup>(下)</sup>か立へ被仰付候、則御折紙被下候事、

一、<sup>②</sup>又其後かつら川より彈正殿へほしまま、二申上候て、御折紙取候由申候間、<sup>③</sup>此方よりも前之通申上候ハ、又御折紙被下候、然共<sup>④</sup>御代官よりの御あつかいの儀二候間、畠之儀ハかつら川へ作仕、山之儀ハいか立へ被仰付候、往古より一色二いか立領にて御座候間、迷惑之由申候へ共、御代官御意二候間、不及是非候事、

まず、<sup>①</sup>を見ると、下立山についての出入は葛川から起こされたが、伊香立がそれ以前の様子を説明して、「證文」を提出したところ、浅野からの折紙が下されたという。この「證文」は下立山支配を認めた比叡山大法師衆の下知状（「御ひはん状」<sup>⑤</sup>）などを指していよう。<sup>②</sup>には、その後に葛川も浅野の折紙を獲得し、<sup>③</sup>には、それに対抗して伊香立からも言上したところ、再度折紙を下賜されたことが記されている。その後、<sup>④</sup>によると、「御代官」から両者への仲裁がなされ、畑については葛川へ、山については伊香立へ付けよ、という裁定が下されたという。

実際、葛川には一通、伊香立には二通の浅野の書状が伝わっている。<sup>⑥</sup>葛川の有する書状写（A）では、「下立山へいかたちの者共立入候事、山手をいたし候ハ、不可有異儀候、然者右之山二有之家并畑などいかたちより相押候由、さたのかきり曲事」と、伊香立の山林伐採については認め、山中の家や畑については葛川の領有としている。これが<sup>②</sup>にあたるものである。一方で、伊香立に残された文書は、「下立山一職其郷へ申付候、如先々令才判、年貢等ハ藏奉行江可直納候」としたものの（B）と、「おりたち山くろききり候てやき候事、如先々当郷へ申付候、苟あと畠之儀も同前二候間、如有来年貢米此方へ可入候」としたものの（C）が存在する。両通とも、浅野の署判や代官支配の時期から、天正十四〜十七年のものと推測できる。前者は「一職」について認めており、年貢の納入方法について指示していることから、先に発給されたものと思われ、<sup>①</sup>の折紙に該当しよう。後者は山林伐採後の焼畑についての安堵を行ったものであり、（A）との関連から、<sup>③</sup>にあたるはずである。よって、前者（B）は天正十四年、後者（C）は天正十五年以降のものと考えたい。

葛川にとっては家と畑は自らのものであり、伊香立の側は山手伐採後の畑の進止権を有していると認識していたために双方の主張が食い違ったと考えられるが、この相論が<sup>④</sup>に見られるように下代の仲裁を受け、結局畑が全て葛川に帰属さ

れるに至ったのはなぜであろうか。葛川側には浅野配下の八島久右衛門の書状が残されており、そこには、「此くひ、<sup>(首)</sup>いかたち郷うけとちう其辺もたせありかせ、百姓共ニ御ミせ候へのよし御意云々、いかたちとかつら川、山のあらそひ仕、<sup>(喧嘩)</sup>けんくわをしいたし、すきくわをとり、其上すミ<sup>(炭窯)</sup>かままで打やふり狼藉仕者にて候こと、よくくふれ候へと被仰候」と記されている。<sup>(2)</sup>この文書は、先の経緯から天正十五年以降に発給されたものと思われるが、ここからは両者の争いが武力衝突にまで発展していたことがうかがえる。また、宛名は葛川を所轄する下代の後藤助左衛門らであり、浅野は彼らに対して、両村の境目に主犯者(おそらくは伊香立側の百姓)の首を懸けるよう命じ、事態の沈静化を図るとともに、下立山の帰属権を畑と山に分けて両村に与えることで解決しようとしたのであろう。その後、伊香立は下立山手銭を毎年七石五斗分ずつ領主・代官に支払っていたが、浅野の裁定を伊香立の敗訴と捉えた葛川側は、伊香立が山手を「恣切取」「押領」したと主張し、徳川期に入っても度々訴訟が起こされている。<sup>(3)</sup>

(5) 河内の事例

最後に、河内の事例に触れておく。ここで扱うのは、錦部郡観心寺とその膝下領たる七郷の相論である。これは厳密には村落間相論ではなく、寺社と村落との出入であるが、藤木久志氏によって「喧嘩停止令」発動の初例に数えられている事例でもあるため、検討対象とする。まずは、観心寺と豊臣政権の関係について確認しておこう。

観心寺七郷は、請所として三百石を納めるよう定められていた。そのうち三十石は観心寺に寄進され、さらに請米の納入先は観心寺であった。<sup>(4)</sup>天正十三年五月、近隣土豪の確井氏の年寄衆が七郷の百姓と結託し、寺僧衆の山への立ち入りを阻んでいるとの訴えが浅野長吉のもとに届けられた。浅野は、観心寺への寺領寄進の通達者であったことから、当寺と秀吉との仲介役であったと思われる。そして彼は、当該地域を管轄していた一柳直末に対して、観心寺が「我等別而懸目寺」であることを理由に、寺僧たちの山林利益の確保を依頼した。それを受けて一柳は紛争解決を試み、六月には「山之

儀相濟」と一旦落着している。<sup>28)</sup>

しかし、天正十四年に入ると問題は再燃した。同年十月、七郷柴山の「違乱」があり、帥法印歛仲（前年九月に大垣へ転出した一柳に代って当地の統治に携わっていたと思われる）が双方を召喚して様子を聞いた後、一柳の判決通りに観心寺の柴刈を認める裁定を下している。その際、彼は観心寺の「大政所御祈願所」としての威光を前面に押し出している。<sup>29)</sup> それでも、翌年には七郷の百姓が「寺衆侮、薪刈候者共日々二追立、及打擲刃傷」という事態に至ったため、歛仲は「当御代喧嘩停止之処、背御法度与云、曲事不及是非次第二候、所詮、自今以後（小西見）おにシ、領山之分堅相押、一人にても於立入者、可令成敗候、万一柴以下一本にても尠たる跡於在之者、右之在所へ可相懸候」と、七郷の内の小西見村百姓中に通達している。<sup>30)</sup>

ここで注目しておきたい点が三つある。一つは、歛仲の書状による限りでは、この「打擲刃傷」に対して、政権側は村落に処罰を下していないことである。再三の観心寺勝訴の裁定や「大政所御祈願所」の威光に反し、百姓らが武力まで持ち出しているにもかかわらず、「自今以後」に山へ入って柴を刈った場合には処罰を下す、と圧力をかけているに過ぎない。これは、「喧嘩停止令」発令の典型例とされる天正末年の鳴尾・瓦林村の水論への対応に見られる過酷な処罰とは同列視がたい。二つに、この通達がなされた天正十五年四月は、ちょうど島津攻めで秀吉周辺が九州に在陣している時期にあたる。よって、主力部隊が畿内・近国に不在の、抑止力の空洞状況において発生した武力行使とそれへの対処と捉えられる。先の摂津の事例からもわかるように、戦時には領主側の対応が困難になるため、在地での紛争激化の可能性が高まったと見做すことができよう。三つに、この相論で歛仲はあくまで観心寺を保護し、救済するために「喧嘩停止」という文言を用いたことである。このことは、「喧嘩停止」が豊臣期で確認されうる初例において、直接的には村落や百姓を自力の惨禍から解放することを目指したものではなかったことを意味している。

また、時期も事例も近似する近江（葛川と伊香立）の事例と比較すると、次の三点が指摘できる。まず、葛川の相論では、「喧嘩停止」という文言は用いられていないにもかかわらず、処罰が断行されているという差異が見られることであ

る。一方で、処罰の方法については、武力行使を「喧嘩」と認定し、張本人（やその首）を在所に晒すことで再発を抑止しようとしたという点で一致する。これは、代官らの対応の目的が、個別事例における百姓の武力発動の抑制にあったことを示している。そして、同様に類似点として、政権側から既に裁定が下されており、それでもなお百姓側がその裁定を遵守せずに武力紛争を起こした場合に、警告や処罰が行われていることも挙げられる。

以上の検討をまとめる。この時期の畿内・近国において村落をめぐる出入や紛争が生じた場合、百姓が出訴主体となつて訴訟を持ち込み、該当地域やその周辺の給人・代官が仲裁にあたっていた。それらは、出入が長引いた場合にも中央に対処が依頼されることがなく、従つて、政権側には訴訟に対応できる体制が整っていなかったと考えられる。そして、在地紛争の一次的な対処は給人・代官が行うというあり方自体は、基本的にこの後も変わらなかったと思われる。また、彼らは威光や処罰の掲出や断行によつて、百姓らの自力行使を抑制しようとしたが、戦時には混乱や紛争激化の危険性が高まったことが想定される。

- ① 天正十一年七月七日付 秀吉判物（『三雲文書』『大日本史料』第十四編四）。同年同月同日付 玄以判物（同上）。
  - ② 天正十一年六月十日（二十ヲ）七日付 玄以書状写（玄以法印下知状）『続群書類従』第二十三輯下。
  - ③ （天正十一年）九月十一日付 玄以書状写（『醍醐寺文書』四、八五一号。朽木氏の久多支配については、西島太郎「中・近世移行期における在地領主の代官請について」（同著『戦国期室町幕府と在地領主』八木書店、二〇〇六年、初出二〇〇〇年）に詳しい。
  - ④ 天正七年四月十七日付 織田信長朱印状（『大溪鬼家文書』（奥野高広著『増訂織田信長文書の研究』補遺））。
  - ⑤ なお、所司代就任後の寺社出訴については、糺明・裁定とともに玄
- 以の専権事項であったとされる。伊藤真昭「所司代の職掌」（同著『京都の寺社と豊臣政権』法蔵館、二〇〇三年、初出二〇〇二年）。
- ⑥ 「山内治夫家文書」『新修亀岡市史』資料編二。また、本文書の連署者は、後に「六人衆」と呼ばれる豊臣氏の側近集団の構成員と近似する。寺沢光世「秀吉の側近六人衆と石川光重」（『日本歴史』五八六、一九九七年）参照。
  - ⑦ 清水克行『日本神判史』中央公論新社、二〇一〇年。
  - ⑧ 徳川期に入って再度両村の井水相論が起きた際には、是非判断をするために百姓を召喚したところ、寺村の百姓が応じなかったために春日部村の理運と定まり、絵図も作成されている。慶長十六年四月二十八日付 板倉勝重ら連署裁許状写（『山内治夫家文書』『新修亀岡市

史」資料編二)。

⑨ 天正十四年八月六日付 平村宛 片桐直盛・秋田頼弁連署状案 (「前川文書」『兵庫県史』(以下「兵庫」と略す) 史料編中世二)。同年同月同日付 益田村宛 同連署状 (「旧庄屋宅所蔵文書」(「秀吉の家臣・片桐且元の裁許状見つかる 加古川」) 神戸新聞二〇一二年二月五日版)。

⑩ 「尼崎市史」(以下「尼崎」) 第二巻、八木哲浩執筆分、一九六八年。

⑪ 野間井組水論閣伝書 (「古林甚一郎文書」『尼崎』第六巻) など。

⑫ (慶長五年カ) 十月六日付 片桐且元・小出秀政連署状 (「片桐文書」『兵庫』史料編中世九)。「天正記」(「福原家文書」上巻) 天正十六年七月十七日条など。

⑬ 八木哲浩「近世井組の性格——武庫川流域の用水争論——」(今井林太郎・八木哲浩共著『封建社会の農村構造』有斐閣、一九五五年、初出一九五〇年)。

⑭ 天正十四年四月十三日付 増田長盛案書 (「東大島農芸文書」『尼崎』第六巻)。

⑮ (天正十五年カ) 二月二十一日付 増田長盛書状 (「寺岡得夫文書」『尼崎』第六巻)。

⑯ 「新修大津市史」近世前期、藤井讓治執筆分、一九八〇年。

⑰ 天正十二年三月五日付 浅野長吉書状 (「渡平八郎氏所蔵文書」東京大学史料編纂所架蔵写真帳)。

⑱ 喜多村俊夫「いわゆる水上村用水支配の事例研究——特に西近江眞野川地上流上在地部落を中心に——」(同著「日本農村の基礎構造研究」) 地元書房、一九九〇年、初出一九八八年)。

⑲ 坂田聡「葛川研究の軌跡」(同著「日本中世の氏・家・村」校倉書房、一九九七年)。

⑳ 慶長十二年三月十日付 伊香立村惣百姓中訴状 (「伊香立共有文書」

(以下「伊」) 滋賀県立図書館架蔵写真帳)。

㉑ 正長元年十二月一七日付 大法師良聡ら下知状 (「伊」)。

㉒ 天正十四年四月九日付 浅野長吉書状写 (「葛川文書」(以下「葛」) 京都大学古文書室架蔵写真帳)、これをAとする。(年不詳) 三月二十四日付 同書状 (「伊」)、これをBとする。(年不詳) 正月十五日付 同書状 (同上)、これをCとする。

㉓ (年不詳) 三月十三日付 八島久右衛門書状 (「葛」)。

㉔ 「華頂要略門主伝」第二十四、天正十三年十月十九日条。

㉕ 文禄五年十月吉日付 観音寺詮辨檢地目録 (「伊」)。慶長七年六月二十一日付 八島久右衛門物成算用状 (同上)。慶長十四年十一月日付 山門行者中言上書 (「葛」)。慶長十六年四月二十日付 山門行者中惣代訴状 (「伊」) など。

㉖ (天正十二年カ) 六月二十五日付 八島久右衛門・真野五左衛門連署状 (「観心寺文書」(以下「観」) 六三七号)。(同年カ) 八月二十九日付 浅野長吉書状写 (同上六三〇号)。

㉗ (天正十三年) 五月十六日付 浅野長吉書状写 (「観」六二九号)。(同年) 同月十九日付 一柳直末書状 (同上六三五号)。(同年) 六月八日付 同書状 (同上四一五号) など。

㉘ 天正十四年十月十四日付 帥法印欲仲書状 (「観」六三二号)、同年同月同日付 同書状 (同上六三三号)。(同年) 同月十五日付 欲仲家臣吉富栄熙書状 (同上六四三号)。なお、「観」六三二号には天正十四年の付年号があるが、文中には「一柳市助」とあり、同年二月に伊豆守となつた直末の呼称としては相応しくない。ただし、この場合、欲仲が一柳の改称を把握していなかった可能性と、証拠として提出された折紙 (同上六三五号) に「一柳市助」とあつたため、そのまま記した可能性が考えられる。よって、ひとまずこの付年号は妥当と判断する。

㉙ 天正十五年四月二日付 帥法印欲仲書状 (「観」六三六号)。

## 第二章 政権中期の訴訟対応

### 第一節 奉行による訴訟対応

天正十六年(一五八八)頃になると、前章で検討した事例とは異なり、村落とは直接は関係のない政権側の人物、すなわち奉行が中央で訴訟に対応する事例が検出できる。以下、彼らが連署で発給した訴訟関係文書に着目して、その様子を探ってみよう。

#### (1) 村落間相論

摂津国の淀川中流域右岸、芥川が淀川に合流する地点の西南部には、三箇牧(唐崎・三嶋江・西面・柱本の諸村)と鳥養村が並んでいた。当該地域における水利秩序の成立については、福山昭氏や石原佳子氏の研究を参照しながら、ここでは、相論を誰がどのように処理したのかに着目する。三箇牧の領有状況は不明であるが、鳥養村の領主としては観世又次郎などが知られ、相給の状況にあったのであろう。<sup>③</sup>この地域の統治については、近隣の茨木城主が所轄していたようで、天正十三年(一五八五)閏八月に中川秀政が三木に移った後、茨木城を預かった安威之統がその役割を引き継いだと考えられる。天正十六年、排水に窮した三箇牧は、鳥養村領内に新しい井路を開削することで問題を解決しようとした。三箇牧の懇望の結果、四月には鳥養村と互いに申し合わせをし、代表者が署判した証文を取り交わした。<sup>④</sup>これにより井路の新造が始まり、樋が設置されたが、その段になって、安威川をはさんで鳥養村の北側に位置する嶋村が反発し、樋を掘り起こしてしまった。それが三箇牧と嶋村の相論に発展し、中央に裁許が求められた。政権側では、安威之統とともに、増田長盛・毛利吉成・片桐直盛・早川長政・大谷吉継が検分衆を遣わし、井溝の実状を確認したのち、三箇牧の勝訴という裁定を下



【表】中期における奉行の村落出訴への対応

	年月日	差出	事例	種類	内容	出典
村落間相論	天正16・閏5・11	増田・石田	摂津 三箇牧⇔嶋村 水論	裁定	取水口確定	葉間家文書
	天正16・6・5	増田・浅野	播磨 小宅下村⇔福井庄 水論	裁定	取水口確定	岩見井組文書
	(天正14~) 6・14	増田・石田	河内 五条村⇔豊浦村 水論	裁定	井水出入	滋賀県立琵琶湖文化館所蔵文書
給人・代官の非分出訴	天正16・2・13	長東・増田	河内 招提村訴訟 (代官⇔百姓)	裁定	代官手作の禁止/ 在払米の駄賃除外/ 糠・粟代の支出	河端昌治氏所蔵文書
	天正16・5・25	増田・石田	近江 高島郡訴訟 (給人・代官⇔百姓)	裁定	検見による免相決定/ 口米規定/ 糠・粟の有償化/ 夫役働仕時の飯米支給/ 新規の奉公人成の禁止	【増補 駒井日記】
	天正17・4・19	石田	摂津 浜田村訴訟 (給人・代官⇔百姓)	裁定	検地帳登録の作職安堵(米連の場合は除く)/ 口米規定/ 京枴規定	寺岡文書
	(天正17カ) 10・16	増田・石田	近江 富永郷訴訟 (給人⇔百姓)	裁定	枴・口米規定/ 除地の設定・大豆耕作地は大豆納入/ 人夫の先例遵守・年貢米納入時の詐取禁止	光照寺文書
	(天正14~17) 4・28	増田・浅野	丹波 戸田勝隆知行分入作訴訟 (給人⇔百姓カ)	裁定認可	戸田の裁定を承認	酒井文書
	(天正18カ) 1・8	増田・浅野	播磨 蔵入地訴訟 (代官⇔百姓)	審理	代官による御蔵入免相操作に関する事情聴取	芥田文書

した<sup>⑤</sup>。そして、その裁許状を発給したのは、増田長盛と石田三成であった。

ここから、この段階では検分を経たうえで奉行が裁定を下しており、神慮を持ち出したたり、先例に依拠したりするだけではなく、実状に合わせた理非判断を行えたことと評価することができる。そして、同様の事例は、播磨や河内でも検出される(表)参照)。この時期の村落間相論は用水関係が多く、いずれの例でも奉行が百姓を召喚し、場合によっては実検を行ってから裁定を下していた。

## (2) 給人・代官の非分出訴

豊臣政権が対応しなければならなかったのは、村落間相論だけではなかった。政権が抱える重要な問題として数えられるのが、給人や代官による私的搾取である。この時期、百姓が給人や代官の非分

を提訴することは多くみられ、政権もその理非を糺すことで、自らの正当性を示す必要があった。代表例として、近江国高嶋郡の百姓出訴を見てみよう。当郡が初期には杉原家次の所領であったことは先に触れたが、その後、天正十五年（一五八七）九月には観音寺詮舜が一万三千石余を蔵入地として管理し、天正十六年四月には、聚楽行幸に際して、公家たちに海津西庄などで八千石が給付されている。よって、蔵入地や公家領などが混在する状況にあったと考えられる。なお、郡の中心である大溝城には天正十五年七月から京極高次が入っていたとされ、一方で、天正十九年（一五九二）に御前帳が徴収された際には、朽木元綱が郡の水帳をとりまとめている。<sup>⑦</sup>

さて、その高嶋郡で問題が起こったのは、聚楽行幸からひと月ほど経った頃のことであった。<sup>⑧</sup>

高嶋郡百姓目安上候付書出条之事

- 一、山くつれ・川成・水際之事、秋九月ニ給人方々奉行を被出、立毛之上有様ニ付分、免相之儀者御定のことくたるへき事、
- 一、口米之事、壹石ニ付而貳升之外別ニ役米有之間敷事、
- 一、ぬか・わらの事、出し候ハ、有様ニ算用をとけ、かはり取可申事、
- 一、夫役之儀、給人被召遣候ハ、飯米取可申事、
- 一、在々所々内、前よりの奉公人之儀ハ不及是非候、作来候田畠を捨、奉公ニ罷出候儀有之者、其給人・代官江相届可召返事、

天正十六年五月廿五日

（増田長盛）  
右衛門尉  
（石田三成）  
治部少輔

高嶋郡百姓中

おそらくは公家領などの設定に伴い、郡内の村落間の不均等が危惧され、その統治手法の統一を求めるために、百姓から政権に目安が提出されたのであろう。一条目では、山崩れや河成などは九月に給人側が立ち会って検見をし、損免については、政権の原則（検見で決定できない場合は升付を行い、三分二を給人のものとす）に従うこととしている。また、二条

目では口米の基準となる数値を明示することで過剰な役米収奪を規制し、三条目で糠や藁を有償化し、四条目で夫役への給付を定めるなど、百姓保護の規定を掲げている。一方、五条目では、新規の奉公人成を禁止している。百姓を耕作に専念させるためには、奉公人との分離を図る必要があった。豊臣政権の村落統治法の特徴として、百姓保護と奉公人の規定が一体となっている点が指摘できるが、これはその一例である。

【表】に掲げたその他の事例によると、訴訟が政権へと持ち込まれる過程については、招提村訴訟では「百姓等御訴訟申上」とあり、浜田村訴訟の場合でも目安を上げていることから、右の例と同様に百姓の目安提出が一般化していたと考えられる。なお、著しい場合には、播磨国の蔵入地で代官の免相（年貢賦課率）操作による中間搾取が露顕し、秀吉の耳に達して直裁が行われている<sup>⑨</sup>。この背景には、蔵入地の免相の最終決定権を秀吉が有していたことが挙げられるが、代官の剰余取得を認めない政権の意図をも読みとることができる。また、目安に対応して奉行が下した裁定は全て条目形式であり、単に糺明過程と裁定結果を記す裁許状とは異なり、その中に年貢取取や役賦課における規定を盛り込んでいる点は特筆すべきであろう。政権は村落の要求に応じる過程で、自らの統治のあり方を取捨選択していったものと評価しうる。

これらの事例をまとめると、次のようなことが導けよう。まず、村落間相論や給人・代官の非分が政権に提訴された場合、奉行二名がこれに対応した。そして、一例を除き、その中に必ず増田が入っていることから、増田が訴訟対応の中心人物であったことが判明する。なお、増田の連署者については、時期や地域による偏りが読み取りにくいいため、その時々で対応できる人物が訴訟にあたったと思われる。また、二件（河内招提村と播磨蔵入地）をのぞき、秀吉が裁定に直接関与していた様子はみられない。よって、政権に持ち込まれた訴訟は、基本的には奉行が審理・裁定を行っており、秀吉への直訴や蔵入地免相に関する不正などの重要案件のみ、秀吉の意を受けて奉行が仲介や通達を行っていたのであろう。さらに、当時の在地側の要求は、村落間相論への保証力のある裁定と、給人・代官の非分抑止であり、政権側はそれに応じて証拠に基づいた裁定を下し、また、百姓保護を基調とする統治方針を示した。すなわち、畿内・近国地域における公的権

力たるには、正当な証左や明確な基準を見極め、それに効力を与える裁定者として振舞う必要があったのである。

### (3) 寺社からの出訴

知りうる事例はあまり多くはないが、奉行は寺社からの出訴にも対応していた。本来、洛中洛外の寺社の訴訟や検断は所司代である玄以が担当していたが、寺社と給人の間に相論が起きた場合や、訴訟が秀吉のもとに持ち込まれた場合には、奉行がその裁定を行うこともあった。例えば、秀吉馬廻の岡本清藏が知行地に百姓人足を懸けた際、近在の等持院は（おそらく百姓らに免除を要請されて）夫役供出に応じなかった。それに対し、検地も経て知行地も確定していることを理由に、人足を出すように等持院側に命じたのは長束と増田であった<sup>⑫</sup>。同様に京都以外でも、寺社の訴訟や相論が大名や給人と関係する場合、その間に奉行が立つ事例があった。近江国法華寺（神使熊寺）では、かつて秀吉が寺中に山林竹木や屋敷の進止権を認めていた<sup>⑬</sup>。しかし、三藏という俗人が屋敷を違乱し、寺からの訴えを受けた増田と浅野の兩人は、寺僧衆と三藏を召喚して糺明を遂げたうえ、先例の通り寺家勝訴を申し渡した<sup>⑭</sup>。この際、当初は三藏が召喚に応じなかったため、両奉行は自動的に先例を採用する旨を寺側に伝えており、結果はどうあれ対決が重視されていたことが確認できる。また、天正十八年（一五九〇）に徳川家康が関東に移った際、新たに中村一氏や堀尾吉晴、松下之綱ら豊臣氏家臣の領国となった駿河・遠江の寺社が、所領や得分安堵の訴訟のために上京した。それに対応したのは長束と増田であり、寺社領の門前竹木などの伐採を秀吉の御意が下るまで凍結するよう大名に依頼し、その後には秀吉朱印状が出された際には、その旨に従って、家康期の当知行を引き渡すよう連署で連絡している<sup>⑮</sup>。なお、いずれの事例でも村落の場合と同様、奉行二名で対応しており、そのうち一名は増田であった。

このように、天正十六年以降において中央政権としての仲裁や裁定を求められた場合、基本的にそれを処理していたのは、秀吉周辺の奉行であった。では、なぜこの時期から奉行の訴訟対応が見られるのであろうか。【表】に挙げた河内国

招提村の訴訟については、現地に残る由緒書にその経緯が記されている。それによれば、長束・増田の連署状は、天正十五年（一五八七）九月、秀吉が前年に築城した聚楽第に正式移徙する際の、大坂から京都への路次中に駕籠訴を行った結果、発給されたものだという。その記述の全てを信頼するわけにはいかないが、九州攻めからの帰陣後に行われた聚楽第移徙は、京都における政庁の誕生を意味し、新たな政治体制の始まりと目される。秀吉移徙のひとつ月後には、所司代の玄以が聚楽第に移るなど、秀吉周辺を含んだ政務のあり方にも変化が生じた可能性が高く、奉行による訴訟対応の開始もその一環と見做せよう。そして、訴人（受益者）側における最高裁定者への期待の高まりが訴訟の増加を後押ししたのと思われる。

また、その役割を担ったのが奉行であったのはなぜであろうか。室町幕府において、訴訟対応を行っていたのは幕府奉行衆であった。しかし、室町以来の奉行人は、織田段階において一部は明智光秀の配下だったものの、京都周辺の支配には携わっていなかったとされており、豊臣政権にはほとんど引き継がれなかったとみてよい。よって、この段階で政権側において訴訟に対応できる人員を選定する場合、給人や代官として出訴に対応してきた経験を有し、秀吉の側近くにいる奉行がその任にあたるのが適切と判断されたのであろう。

## 第二節 奉行らの限界

前節から、奉行らの訴訟対応は軌道に乗ることがわかったが、それでもなお、その体制は安定したものではなかったといえる。その点について言及しておかねばなるまい。

戦国期の専修寺は、応真と真智の法系が互いに対立を続けていた。豊臣期には、一身田亮真が下野国高田専修寺の住持職を認められ、秀吉朱印状を獲得していた。それに対して天正十七年（一五八九）、越前熊坂専修寺（後の法運寺）の空恵は、亮真の門徒押領を政権に訴えた。政権側では石田三成が対応し、保護を約束する見返りに、関東・奥州への使僧とし

て朱印状を届けることを命じた。その命令を全うした空恵は、在京して自らの訴訟の裁定と朱印状の発給を求めたが、肝心の三成は天正十八年末に「奥州へ御陣立」してしまい、訴訟が「遅々迷惑」である窮状を訴えている。このように、奉行の不在は訴訟の遅延による在京費用の負担増大や状況の悪化につながったのである。

例えば、訴訟対応の中核にあった増田長盛は、小田原攻めの際には秀吉に従い、天正十八年三月には出陣したと考えられる。彼は、小田原落城後も下野・常陸・安房の仕置を行っており、帰京したのは十一月頃のものである。同様に、浅野長吉や石田三成も、小田原攻めに従った後、奥州仕置にあたっており、それを終えた十月頃には帰京したと思われるが、その直後に葛西・大崎一揆に対処するために出発し、石田は翌年二月頃、奥州再仕置まで携わった浅野は十二月頃によく帰京している。<sup>②</sup> 出陣以外にも、浅野が肥後一揆の後処理と検地を行うために天正十六年（一五八八）二月に離京し、五月頃に戻った例もある。奉行らは多様な任務を与えられていたため、上方に居所を固定して訴訟に常時対応するわけにはいかなかったのである。

また、この当時の彼らは、知音や利害関係により、自らが訴訟に巻き込まれる可能性を有していたという点も考慮に入れる必要がある。一例として、天正十七年の鞍馬相論に触れてみたい。伊藤真昭氏の研究によると、鞍馬相論は次のように推移した。天正十五年、山城国山林の蔵入地化に際して、鞍馬寺は玄以より境内の山林を免除された。二年後、大政所の病氣平癒の立願のために政権から大寺社に米が遣わされ、造営を急ぐよう、秀吉と担当の奉行である増田と浅野の両名から命令が下された。鞍馬寺では寺内の山林伐採の人足役をめぐって郷内衆が寺僧衆に反発、増田と浅野を頼って訴訟を起こし、対する寺僧衆は玄以を後ろ盾とした。双方の対立は最終的には秀吉の直裁にまでおよび、御前で増田・浅野と玄以の公事が行われ、玄以が勝訴した。<sup>③</sup> すなわち、寺社と百姓間の出入が奉行同士の相論にまで発展し、秀吉の直裁や秀長の仲裁でなければ収まらない事態が実際に生じていたのである。問題のこのような表出の仕方は、この段階の奉行らが、訴訟に関する意見調整の場（寄合など）を有しないために、依頼者（増田は村落、玄以は寺社）の利便を図るに留まっております。

「公儀」の裁定者としての立場を確立していないことに起因していよう。そして、勝訴したにもかかわらず、この相論を表向きの理由として玄以が所司代を上表しようとした（実際には洛中の地子銭の過剰取得が原因と噂された）ように、奉行間の相論は人目をひき、責任問題に直結する危険性をはらんでいたのである。<sup>22)</sup>

- ① 本稿でいう奉行とは、政権中枢にあった長束正家・増田長盛・石田三成・浅野長吉（長政）・民部卿法印（徳善院）玄以らを指す。
- ② 福山昭「幕藩体制の成立と水利秩序」（同著『近世日本の水利と地域——淀川地域を中心に——』雄山閣、二〇〇三年、初出一九八〇年）。石原佳子「近世水利組織と村落——淀川右岸中流域三ヶ牧組四ヶ村を中心に——」（『ヒストリア』一〇一、一九八三年）。
- ③ 天正十三年七月二日付 中川秀政書状（『観世新九郎家文庫文書』『大日本史料』第十一編二十〇）。
- ④ 天正十六年四月十四日付 鳥養惣中三ヶ牧水利申合条々（『高槻市役所所蔵文書』『高槻市史』第三巻）。なお、本文書中で、両村が安威の発給文書の効力を確認していることから、彼が地域の統治に関与していたことが裏付けられる。
- ⑤ 天正十六年閏五月十一日付 増田・石田連署状写（『葉間家文書』『神安水史』史料編上）。
- ⑥ 天正十五年九月二十八日付 秀吉蔵入地目録（『芦浦観音寺文書』『草津市史資料集六 芦浦観音寺』四二二号）。同年四月十五日付 同朱印状（『妙法院史料』五）など。
- ⑦ （天正十九年）六月二十七日付 玄以書状（『前田家所蔵文書』東京大学史料編纂所架蔵影写本）。
- ⑧ 藤田恒春校訂『増補駒井日記』文禄二年閏九月二十五日条。
- ⑨ この件については、藤木久志「村の越訴」（前掲同著『村と領主の戦国世界』、初出一九八七年）でも触れられている。
- ⑩ 拙稿「豊臣政権の算用体制」（『史学雑誌』二二二—二二二、二〇一四年）参照。
- ⑪ 伊藤前掲「所司代の職掌」。
- ⑫ （文禄三年カ）二月朔日付 長束・増田連署状（『等持院文書』東京大学史料編纂所架蔵影写本）。
- ⑬ （年不詳）十月十三日付 秀吉書状（『己高山中世文書』『己高山中世文書調査報告書』、以下「己」）など。
- ⑭ （年不詳）八月二十三日付 増田・浅野連署状（『己』）。（年不詳）九月二日付 同連署状（同上）。（年不詳）十月十八日付 同連署状（同上）。これらの発給年次は天正十四年〜十七年の間と推測される。
- ⑮ （天正十八年）十二月二十一日付 増田・長束連署状（『西楽寺文書』『静岡県史料』第四輯）。（同十九年）閏正月二日付 同連署状（『鴨江寺文書』『同』第五輯）。
- ⑯ 朝尾直弘「京都所司代」（『朝尾直弘著作集』第六巻、二〇〇四年。初出一九六九年）。ただし、同時に所司代が成立したとする見解については、伊藤真昭「所司代の成立」（前掲同著『京都の寺社と豊臣政権』、初出一九九七年）や遠藤珠紀「消えた前田玄以」（『山本博文ら編『偽りの秀吉像を打ち壊す』柏書房、二〇一三年）などにより、否定されている。
- ⑰ 天正十五年十二月三日付で丹波国桑田郡弓削山相論を長束・増田が裁定した文書の写（『上弓削村区有文書』『北桑田郡誌』近代篇）が知られるが、当時「長束新三郎」と名乗っていたはずの長束が「長大」

と記されており、年号や差出に疑問を残すため、本稿では採用しなかつた。

⑮ 木下昌規「織田権力の京都支配」(戦国史研究会編『織田権力の領域支配』岩田書院、二〇一一年)。

⑯ (年月日不詳) 越前専修寺言上状案(越前法雲寺文書)『真宗史料集』(第四)。

### 第三章 政権後期の訴訟対応

#### 第一節 朝鮮出兵と秀次事件の波紋

天正十九年(一五九二)から慶長三年(一五九八)にかけての朝鮮出兵期は、政権が大きな変貌を遂げた時期である。その要因を考える際に留意すべき事項はいくつか存在するが、とりわけ在地との関係については、太閤検地が挙げられよう。検地は境目の確定や入組の整理を喧伝して実施されたが、村切や山野河海の帰属をめぐる対立を惹き起こす側面をも有している。統一基準による総検地が畿内・近国において全面的に実施されたのがこの時期であった。また、政権自体の問題としては、秀次事件を考慮に入れない訳にはいかない。この事件は周知の通り、政権が経験した最大の政変であった。よって、以下では、検地や政変に関する訴訟を軸にその対処法と当該期の政治過程を確認したい。

#### (1) 天正十九年検地

天正十九年には、御前帳作成と石高制による軍役体系の全国的編成を目的とした検地が行われている<sup>⑰</sup>。まずは、関連史料も多く残されている近江の検地について見てみよう。近江検地は同年閏正月から開始されて四月頃には終了し、新しい領主や代官が決定された。検地奉行は、長束・増田をはじめとし、小野木重次・早川長政・牧村利貞・宮木豊盛・加須屋

⑰ 中野等「石田三成の居所と行動」(藤井謙治編『織豊期主要人物居所集成』思文閣出版、二〇一一年)。相田文三「浅野長政の居所と行動」(同上)。

⑱ 伊藤真昭「豊臣政権における寺社政策の理念」(『ヒストリア』一七六号、二〇一一年)。

⑳ 『多聞院日記』三、天正十七年十月八日条。



(糟屋) 武則・片桐久盛(貞隆)・矢嶋(八島) 久兵衛・吉田政盛の十名であった。

村落側では検地に先立って、草場や山畠などの入会地において境目争いが起きないように互いに確認を行い、惣中・惣分として一札を取り交わしていた<sup>②</sup>。検地施行後に出入が発生した際でも内済が行われ、旧来の境目を確認する証文を交換している事例が知られる<sup>③</sup>。

また、以前の近江検地の際には、百姓らの反発や抵抗が強かった<sup>④</sup>。自らの要求が通らない場合は逃散も辞さないとの置文を定めて結束を固めた村落に対して、政権側は境界のごまかし、および給人や下代との癒着や隠田などを行わない旨の起請文を提出させた。しかし、施行後に検地漏れが発覚し、再度検地が行われた結果、「百姓等過半逃散」といわれるあり様で、年貢未納が相次ぎ、荒地が所々に発生してしまったのである。

これらを教訓として、天正十九年検地に際しては、政権側も出来る限り在地に混乱をきたさないような工夫を凝らしていた<sup>⑤</sup>。検地奉行は地域の事情通を探させ、絵図に村を書き付けさせたくて検地に臨んだ。検地施行後も、耕作と年貢納所を約する百姓の誓紙を提出させるとともに、給人や代官による非分課役があれば通報せよと出訴の保障をし、損免や荒地・失人への規定を明示することで、百姓の定着と勧農を推し進めた。

それでも、検地に伴う相論は跡を絶たなかった。そして、先の例のように内済で解決できない場合、検地奉行がその仲裁を行った<sup>⑥</sup>。野洲郡の赤野井村と矢嶋村の間では境目争いが生じ、奉行の片桐と小野木が直に境を定め、草場については従来の慣行通りに刈り取るよう命じている。東浅井郡の青名村・八日市村と中野村が起こした井水相論では、検地奉行十名の連署で裁定が下された。ただし、この事例で注意しておきたいのは、先規<sup>⑦</sup>通りの裁定を伝える検地奉行衆の連署状の添状を発給したのが「長東内黒川久左衛門」と「増田内高田小左衛門」であった点である。ここから、検地奉行の中でも、以前から政権の訴訟裁定に関与していた長東と増田の両名が実際の審理・裁定を主導したと見ることができよう。

朝鮮出兵の計画が具体的な形をなす頃になると、訴訟対応の様相にも変化が生じたと思われる。例えば、秀吉の発給

文書に関して、朝鮮出兵以降、出兵関係文書の比重が高まるという三鬼清一郎氏の指摘に加え、天正末を境として宛行の保証・所領安堵・禁制・役免除といった受益者側の申請に応じた文書がほとんど姿を消し、政策的に一斉頒布される類型の文書が主要となったという山室恭子氏の分析がある<sup>⑧</sup>。この変化は受益者側の働きかけが強い訴訟においてもあてはまり、それ以前は前章までにみたように、秀吉の直裁が行われる例もあったが、文禄期以降、秀吉自身の訴訟への関与の形跡が文書からは見えなくなる。本来であれば、それまで訴訟を担当していた増田を中心とする奉行による訴訟対応体制が固定化するはずであるが、現実にはそうならなかった。なぜならば、朝鮮出兵にあたっては彼ら自身も名護屋や朝鮮に出陣したため、中央から離れてしまったからである。長束・増田・石田・浅野の四者は天正二十年(一五九二)三月には上方を発し、長束は文禄二年(一五九三)八月頃、その他は同年九月か閏九月頃に帰陣するまで、一年半ばかり上方から遠ざかっていた。中央に残って政務を担当したのは所司代の玄以と関白の秀次であったが、その玄以も文禄二年正月から八月の間は離京する。よって、この間、訴訟対応も主に秀次周辺が行ったと思われる<sup>⑨</sup>。

(2) 文禄三年検地

秀吉や奉行らの帰還後の文禄三年(一五九四)、全国規模の検地が計画され、畿内周辺では摂津・河内・和泉・伊勢などにおいて、中央からの検地奉行派遣型の大規模検地が実施された。

文禄三年検地に際しても村落間相論が持ち上がり、検地奉行が対処している様子が確認できる<sup>⑩</sup>。摂津と播磨の国境に位置する多井畑村と東垂水村・西垂水村・下畑村の間では、田畑の境目について先例の確認が行われ、検地奉行の秋野治部卿に請文が提出された。第二章第一節でみた摂津国鳥養村は、淀川沿いの葭地の帰属をめぐる嶋村と相論を起こし、検地奉行の浅野長吉が裁定を行った。浅野は、葭地が領内であるという嶋村の主張よりも、旧来の葭刈慣行を重視して、鳥養村の勝訴と葭銭納入を当時の嶋村の領主である有馬則頼に言い渡している<sup>⑪</sup>。その後、当該の葭銭が有馬から政権に納め

られており、同村による葭場利用は継続したようである。<sup>⑫</sup>

文禄二年八月に帰陣した秀吉は以降、伏見と大坂を行き来し、両城の普請を急がせた。そして、検地施行と時を同じくして文禄三年九月に伏見に移徙した後には、大坂や京都に赴くことはあつても短期間の滞在にとどまり、基本は伏見を居所とするようになった。<sup>⑬</sup>それに伴い、奉行もこの前後から伏見を主要な活動拠点とするようになったと見られる。それから十ヵ月余が経った文禄四年（一五九五）七月に秀次事件が発生する。この事件と並行して、播磨国加西郡の殿原村と篠倉村の相論が生じている。以下では、この相論の様子を糸口に、訴訟対応における事件の影響を考えてみよう。

### （3）秀次事件の影響

加古川水系の万願寺川中流域に存在する殿原村は、しばしば周辺村落との間に井水相論を起こしていた。天正十八年（一五九〇）には南東（下流）の中富村との相論が起こり、殿原村の領主である速水守久と中富村の代官衆と見られる伊藤長次・佐々成治らが申し定め、水の引き入れの割合を決定している。一方、殿原村・中富村の西対岸に位置する篠倉村では、領主の木下吉隆が堤の普請と、年貢未進の追及を行っている。このように、当地域において、用水の確保は極めて重要な問題であつたと見ることができ<sup>⑭</sup>。この殿原村と篠倉村の両村に相論が持ち上がったのは、文禄四年中頃のことであつた。七月二十一日、両村の仲裁に入った秀吉家臣の蒔田正次は、「井水之儀、時分柄之事候間、先其地へかゝり候様ニ我等申付、つかせ可申候、せんさく之儀ハ、追而遂糺明可相究候」と篠倉村の百姓中に伝えている。<sup>⑮</sup>秀次が切腹したのはわずか数日前の七月十五日であり、当の木下吉隆も事件の渦中で失脚し、流罪となる。かかる事情のもと、水論の穿鑿や糺明は先送りとされ、稲穂が育ちつつある田地については、さしあたって用水を確保し、収穫へとこぎつけるような誘導がなされたのであつた。

秀次事件の余波は右のような関係者を含む訴訟対応の一时的な遅滞に留まらなかつた。第一に、秀次周辺が担っていた

訴訟対応機能が解体し、政権の訴訟窓口は秀吉周辺に統一された。むろん、秀吉は自ら訴訟を裁くことがなくなっており、その対応を行うのは奉行であったと想定できる。第二に、秀次事件後、旧秀次領を巻き込んで大規模な所領の配置転換がなされ、石田三成は近江佐和山城、玄以は丹波亀山城、増田長盛は大和郡山城、長束正家は近江水口城というように、奉行らは畿内・近国に城を与えられ、それに付属する広域な所領を有するようになった<sup>⑮</sup>。かくして、奉行らは不安定な立場を脱し、政権における彼らの位置づけにも変化が生じたと想定できる。次に、本節で追った政治過程を前提としながら、再び奉行が連署発給した訴訟裁定文書に立ち戻って、文禄・慶長期の対応の様子をうかがってみよう。

## 第二節 文禄・慶長期の訴訟処理体制

本節では文禄末期から慶長初期にかけてのいくつかの相論裁定の事例を挙げ、この時期の政権による訴訟対応の様相に迫る。

摂津国嶋下郡福井村は、背後にある福井山(国見山)をめぐる北方の五ヶ庄と草刈場相論を起こしていた。訴訟は隣の茨木城主の河尻秀長に持ち込まれたが、河尻は中央に裁定を依頼した。それに対応したのは、増田・長束・石田であり、窓口は増田であったと思われる。奉行らは九月十二日、河尻と福井村に裁定を傳達した。それによると、草刈場は五ヶ庄領内ではあるものの、前々から山手銭を出していたことを理由に、福井村の草刈の権利を認めている。前節の事例同様、村域よりも従来の用益慣行を重視した裁定が下されたのであった。

伊勢国度会郡有滝村は、外城田川が伊勢湾に流れ込む河口左岸にあたる。鰯漁が盛んであり、その網場をめぐる西方の村松村と相論が勃発したと伝えられている。当時の領主は、有滝村が志水宗明、村松村が日根野弘就であり、相論の裁定を日根野に伝える書状は、長束と増田の両者が発給している。ただし、寛永期に再度問題化した時の訴陳状によると、事情は次の通りであったとされる。日根野の権勢を背景にして、村松村が領海を越えて網引をし、それに対して有滝村が

網を取ったために、村松側が政権に目安を提出した。両村の百姓は伏見に召喚され、長東・増田・玄以が審理・裁定を行った結果、先例通りに有滝村が勝訴したという。よって、裁定を伝達したのは長東と増田の両人であったが、実際の審理には玄以を加えた三名であつていたと見られる。

これと類似する事例として、近江国高島郡饗庭庄と善積庄の山論が挙げられる。高島郡の中央湖岸部に位置する饗庭庄は、西部に広がる山野をめぐつて、北方の善積庄と古くから境目争いを続けていた。豊臣期にかかるものとしては、現在の文書が当地に残されている。<sup>⑩</sup>

今度饗庭与善積并北古賀、山境目出入之儀付而遂糺明候之処、從饗庭山門之書物・磯野員昌(磯野員昌)折紙明鏡之上者、如先規申付候也、

慶長二年

九月廿五日 玄以(花押)

饗庭

百姓中

これによると本相論は、善積だけでなく、饗庭の南方の北古賀庄をも巻き込んだ形で展開していた。玄以の裁定の結果、証拠として提出された「山門之書物」と「磯丹波守折紙」によつて、先規が承認されている。ここで認められた先規とは、建保四年(一一二六)に勝示によつて定められた饗庭(木津庄)の四至であつたとされ、永正四年(一五〇七)の山門による裁許や、天正三年(一五七五)の磯野員昌による裁許も、それを再度確認したものであつた。

この史料だけを見れば、玄以が単独で本相論を処理したとも思われるが、実はこれに関連するものとして、左の文書を見出すことができる。<sup>⑪</sup>

善積二者愛庭(愛)穿鑿之草山見せ二遣候へ者、貴殿百姓申通無相違様ニ承候間、不及対決候、則此者遣候条、自其方人被成御添、從前々有来境石之通二塚を御つかせ可被成候、右之通、宜大納言様江可被仰上候、為其申入候、恐々謹言、(前田利家)

九月十一日 長東大藏 名判

増田右衛門 名判

徳善院 名判

奥村伊与殿

宛名の「奥村伊与」は、奥村永福であろう。奥村は前田利家の家老であるから、文中の「大納言様」は利家その人を指す。利家が権大納言に叙任したのは慶長元年（一五九六）五月であり、慶長二年（一五九七）正月に辞しているから、本来であれば慶長元年のものとするべきであるが、その後も利家は「加賀大納言」と称しており、利家生前の慶長元年から三年までのいずれかの年に発給されたものである。先の玄以裁許状とあわせて考えると、慶長二年の可能性が高い。では、なぜ本相論に利家が関与しているのだろうか。饗庭・善積両庄はかつて共に蔵入地であったが、そのうち善積庄は「九百貳拾八石四升 善積庄／今津両浜」と記載されている。そして、文禄四年に利家に宛行われた「今津西濱」の知行高は「九百二拾八石四升」であった。よって、これらは同じ土地を指すと考えられ、善積庄は前田領となっていたことがわかる。さて、奉行らによる本相論の処理過程を見てみよう。おそらく、善積庄の百姓が前田氏を頼って訴訟を起こし、両庄の百姓から政権に訴陳状が提出されたと考えられる。それに基づいて奉行が問題の「草山」に検使を派遣したところ、善積庄の百姓の主張が正しかったため、両庄の百姓を召喚して対決させる必要性はないとの判断がなされ、奉行の使者に前田側の使者を添えて、従来通りの境界を再確認して塚を築くという経緯を辿ったと思われる。おそらく、「草山」が饗庭庄内であることは以前の裁許からも明らかであり、善積庄の百姓は実際の用益権を有していることを主張したのであろう。なお、その裁定が玄以単独の審判で饗庭村に下された理由は、玄以が同村の領主か代官であったか、もしくは訴訟の窓口であったためとも考えられるが、明らかにしない。

このように、この時期の村落出訴に対しては、三名の奉行による審理が行われていた。同様の事例としては、撰津国武庫郡鳴尾村と瓦林村の相論が挙げられる。この時にも、長束・増田・玄以の三名の奉行が、検使を遣わして絵図を作成し

たうえて糺明を行い、鳴尾村の勝訴を言い渡している。また、慶長二年に同国豊島郡新免村と原田郷との間に桜井山についての出入が生じた際には、長東・増田・石田の三名が裁定を行ったとされる。<sup>②</sup>よって、文禄末から慶長初期にかけての時期には、伏見において、長東と増田を中心にもう一名の奉行が加わる体制で訴訟が処理されていたと結論づけられる。事例を総括すると、該当村落から訴陳状が提出されたのち、検分を含む審理を行い、対決を経たうえて裁定を下し、書状による伝達と現地での再確認をするという一連の流れが整備されていたことが指摘できる。

では、かかる体制はいつ頃まで遡ることができるだろうか。伊勢国三重郡水沢村と同鈴鹿郡大久保村の山論においては、文禄三年正月に両村の百姓が領主に連れられて伏見へ上り、「天下之御奉行」の石田・長東・増田に目安を提出し、「天下之御評定」で対決が行われたと伝えられている。<sup>③</sup>また、若狭国北方郡日向浦と早瀬浦の網場相論では、領主の浅野長吉に訴えようと上京したところ、浅野氏は甲斐に国替となり、「御かまいなき」と伝えられてしまったため、「御三人之御奉行衆」に訴え、対決が行われた。<sup>④</sup>これは文禄三年三月頃のことと考えられる。よって、文禄三年正月頃までには、三名による訴訟対応が行われるようになったといえよう。

前節では、政権の内部構造を考える際に、天正十九年以降の朝鮮出兵、文禄三年の伏見城への活動拠点の移転、文禄四年の秀次事件がその変化の要因となりえたことを提示した。そして、訴訟対応に関していえば、このうちの文禄三年の伏見城の本抛化こそが三名体制への画期であったと結論付けられよう。この後には城内において奉行の寄合が開始されていたことが確認でき、<sup>⑤</sup>訴訟処理の体制も確立に向かっていったと思われる。

① 秋澤繁「太閤検地」(『岩波講座日本通史』十一巻近世一、岩波書店、一九九三年)。

② 天正十九年三月五日付 池田・今田居・小林村百姓ら証文(『御園

村志賀氏文書』「近江神崎郡志稿」上)。同年同月十五日付 西破村惣

中証文(『三津屋町共有文書』「八日市市史」第六巻史料Ⅱ)。

③ 天正十九年四月十七日付 箕浦ほか四ヶ村百姓ら証文(『上丹生文書』「新修彦根市史」第五巻、史料編古代中世)。

④ 天正十一年十二月十三日付 今堀惣分連署置文(『今堀日吉神社文

書』「今堀日吉神社文書集成」四六八号)。(同十三年)三月十九日付

秀吉朱印状写(同上四六三号)など)。

- ⑤ (天正十九) 三月十一日付 長束書状写 (吉川三左衛門家文書) 『新修彦根市史』第五卷、史料編古代中世。(同年) 四月一日付 早川長政書状 (三田村文書) 『滋賀県市町村沿革史』第四卷。天正十九年五月六日付 同家臣捷書 (滋賀大学経済学部附属史料館所蔵「川崎家文書」)。
- ⑥ 天正十九年二月一日付 小野木重次・片桐久盛連署状 (矢島共有文書について) 『京都橋女子大学研究紀要』十六、一九八九年。同年四月十三日付 検地奉行衆連署状 (猪飼文書) 『東浅井郡志』巻四。同年同月同日付 黒川成正・高田一之連署状 (同上)。
- ⑦ ここでいう「先規」は、天正十七年の秀次による裁定を指す。それ以前に秀吉の認可を得ていた中野村が断絶したこの事例も「喧嘩停止」の一例に数えられるが、本論でその詳細を検討する用意はない。ただ、秀次領における「喧嘩停止」も、既に一度決着がついた後に、それを遵守せずに村が武力紛争を起こしたことに對して、一村あたり一名ずつの処罰者を課したものであったことを確認するにとどめる。
- ⑧ 三鬼清一郎「豊臣秀吉文書に関する基礎的研究 (益統)」(名古屋大学文学部研究論集) 史学三五、一九八八年。山室恭子「中世のなかに生まれた近世」吉川弘文館、一九九一年。
- ⑨ この点は、秀吉の奉行による訴訟対応を中心に据える本稿の課題の外にある。秀次周辺の評価も含め、他日を期したい。
- ⑩ 文禄三年九月十一日付 撰津・播磨国堺目定書請文 (多井畑八幡神社文書) 『兵庫』史料編中世一。(同年) 同月二十八日付 浅野書状 (浅野史蹟顕彰会所蔵文書) 『新編一宮市史』史料編六。
- ⑪ 統一 政権が村の用益事実の継続による山野河海の占有を先例として追認した点については、藤本久志「村の境界」(前掲同著「村と領主の戦国世界」、初出一九八七年) 参照。
- ⑫ 慶長元年十二月二十九日付 秀吉請取状 (中野嘉太郎氏蒐集文書) 『新熊本市史』史料編第三卷。
- ⑬ 藤井讓治「豊臣秀吉の居所と行動 (天正十年六月以降)」(『織豊期主要人物居所集成』)。
- ⑭ 天正十八年七月二十三日付 代官衆連署水配分定書 (中田文書) 『兵庫』史料編中世二。(年不詳) 二月九日付 木下吉隆書状 (長浜文書) 『兵庫』史料編中世二。本文書は、木下の名乗りから文禄二年十月以前のものである。
- ⑮ 文禄四年七月二十一日付 蒔田正次書状 (長浜文書) 『兵庫』史料編中世二。
- ⑯ 岩澤憲彦「山城・近江における豊臣氏の藏入地について」(『歴史学研究』二八八、一九六四年)。
- ⑰ (年不詳) 九月十二日付 河尻秀長宛 増田・長束・石田連署状写 (『福井村沿革誌』所収文書)。(年不詳) 同月同日付 福井村宛 同連署状 (同上)。なお、『福井村沿革誌』は本文書の発給年次を文禄四年とする。
- ⑱ (年不詳) 十月十三日付 長束・増田連署状 (『村松町自治会文書』「三重県史」近世)。(年不詳) 発給年次は不明であるが、日根野弘就が村松村を領有したのは、文禄四年八月のことであるから、それ以降と考えられる。ただし、有滝村の給人とされる志水宗明は秀次の家臣であり、秀次事件後には所領を没収された可能性が高い。相論の対象である年貢(納役)を藏入とする裁定を含めると、伊勢が所領改替期にあたっていたと考えられることもでき、ひとまず文禄四年の発給と推測しておく。本相論については、三鬼清一郎「在地秩序の近世的編成」(『岩波講座日本通史』十一巻近世) 参照。
- ⑲ 「新旭町有文書」『新旭町誌』。なお、『滋賀県市町村沿革史』第四巻所載の写真により校訂した。
- ⑳ 「江州今津甚右衛門伝書」(以下、「今津」) 『松雲公採集遺稿類纂』



第一期、古文書部一四〇(四一七)。

② 例えば、(慶長三年)五月二十五日付 前田利家書状(「上杉家文書」二、八六九号)。

②④ 天正十一年八月一日付 秀吉蔵入地目録(「浅野家文書」六号)。前掲第二章注⑥天正十五年九月二十八日付 同蔵入地目録。文禄四年三月六日付 同朱印状写(「今津」)。なお、奥村は善積庄の代官と考えられる。また、同庄はその後、前田利家の室・芳春院の化粧田となる。

②⑤ (慶長二年)八月二十五日付 長束・増田・玄以連署状(「西宮市立郷土資料館所蔵文書」『兵庫』史料編中世三)。

②⑥ (寛永元年頃カ)某覚書(「中川術文書」『豊中市史』史料編三)。

②⑦ 水沢野田村由緒之卷(「黒田家文書」『四日市市史』第八卷、史料編近世一)。大石学「統一政権の成立と地域——伊勢国三重・鈴鹿郡境地域を例に」(「日本歴史」五三四、一九九二年)。

②⑧ (文禄三年)五月二十日付 日向浦百姓申状案(「渡辺六郎右衛門

## おわりに

本稿では、奉行の働きを中心に、豊臣政権の訴訟対応について考察した。事例収集とその分析の結果、具体的な訴訟処理過程やその背景を明らかにし、政権の内部構造の一端をも提示しえた。

当時の畿内・近国では、給人や代官の村落への非分が主要課題として存在し、村落間でも用益権をめぐる対立がたえず発生していた。地域内で事態が収まらない場合、その解決は政権に求められた。要請を受けた政権側は、奉行が対応する体制を徐々に作り上げ、天正十六年(二五八八)頃からは増田を中心とした二名(長束・石田・浅野のうち一名が加わる)、文禄三年(二五九四)頃からは伏見において、増田と長束を軸にした三名(石田か玄以のうち一名が加わる)で訴訟処理を行った。①奉行は給人・代官の非分に対しては百姓保護を基本とし、原則や基準を明確化しながら、中間搾取を厳しく追及した。

家文書」『福井県史』資料編八)。文禄三年三月二十八日付 浦公事銭覚書案(同上)。

②⑨ やや時期は下るが、慶長二年十二月には、一・六の日に長束・石田・増田・玄以が伏見城の「御番所」で外交や寺社訴訟に関する寄合を行っている(「鹿苑日録」第二卷二七、慶長二年十二月十六日条、同二十一日条)。なお、四名での訴訟対応が慶長二年末頃から始まっていたようにも思われるが、不明な部分が多く、今後の課題としたい。また、寺社出訴の場合、事例は僅かだが、大名領における出入や秀吉への安堵要求に関しては、長束・増田・浅野・玄以の四者で裁定を行うことがあったようである。(「文禄二年」十二月六日付 浅野・増田・長束・玄以連署状(「雲龍寺文書」『兵庫』資料編中世二)。慶長二年五月一日付 長束・増田・浅野・玄以連署状(「實際庵文書」『東浅井郡志』四)。

村落間相論に関しては過去の証文を重視したが、用益事実をも加味して審理を行った。訴陳状の提出に留まらず、召喚・対決を基本として、必要な時には実検も行うことで、裁定の公平性を保った。用益慣行の容認が役銭納入に結びついていたとはいえ、如上の政権の姿勢からは強権性や恣意性を見出しえない。振り返ると、戦国期の畿内においては様々な出訴先が混在し、受益者が双方を非分狼藉と主張することで在地における対立は増幅され、また、政変や勢力交替による裁定の曲折が秩序を混乱させていたであろうことは容易に想像しうる。すなわち、保証力と唯一性を有した裁定こそが社会の望んだものであった。かかる状況下において、豊臣政権の訴訟処理方法と、実力行使の抑制は、「公儀」の裁定の正当性を下支えしたと見られる。

もちろん、政権の裁定にも限度はある。取り上げた事例のうちのいくつかは、徳川期にも再三、所司代らによる裁許が下されており、非分や紛争を撲滅することは事実上不可能であった。しかし、豊臣期の試行錯誤を経て、その統治方式が徐々に社会へと浸透することで、出訴と内済の体系が出来上がっていった事実は認めうる。豊臣政権の訴訟対応は、畿内・近国<sup>②</sup>の社会状況を背景として、政治過程に影響を受けながら体制を整える途上にあつたと捉えることができよう。

なお、本稿では主に村落の訴訟を取り上げたために、政権と大名との関係については検討が及ばなかった。今後、訴訟に留まらず、より広い観点から両者の関係を考察していくことでその欠を補いたい。

- ① 秀吉の死後には、中央に持ち込まれた訴訟は「五奉行」の「式日の参会」において処理されていた。拙稿「秀吉死後の豊臣政権」(日本史研究)六一七、二〇一四年)参照。
- ② この場合、事例の検出した伊勢・近江・山城・摂津・河内・若狭・丹波・播磨に、大和と和泉を加えた政権の直接支配下にある領国を指す。この地域は、政権の中心地である山城・摂津河内と、一族や奉行を配置した大和・若狭・丹波、秀吉の旧来からの所領である近江・播磨と、秀次の影響力が強かった伊勢に分類しうる。

【付記】 本稿は日本学術振興会平成二六年科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による成果の一部である。

(京都大学大学院文学研究科博士後期課程)

concealed the the hostility of the interconfessional relationship from the public sphere, they constructed a fiction of a homogeneous Reformed community that differed from that before the French occupation.

Based on the aforementioned analyses, the following can be concluded. In Utrecht during the 1670s, the fiction of a homogeneous confessional community collapsed during the French occupation and was reorganized after the French evacuation. Under these conditions, the interconfessional relationship between the Reformed and the Catholic congregation was regulated by toleration in practice in the political dimension in forms that were either connivance, limited recognition (type  $\alpha$  and  $\beta$ ), or civic concord. In Utrecht during the 1670s, a religious and pluralistic society existed in which the Reformed and the Catholic congregations refused to abandon the desire for their own confessionalistic utopia, maintained a hostility that was based on their antonomic wishes, and originally defined the 'public' but managed to coexist in struggling and negotiating for the practice of faith.

Legal Proceedings under the Toyotomi Regime:  
The Case of Villages in the Kinai Region and Surrounding Provinces

by

TANI Tetsuya

This article examines the system of the disposition of legal proceedings during the regime of Toyotomi Hideyoshi. The reason for this examination is that by clarifying how the Toyotomi regime dealt with legal proceedings, it is possible to approach an understanding of the internal structure of the regime, which has not previously been examined, and at the same time we will be able to discern the foundation of the legitimacy of its *kōgi* (official public) character. Moreover, in making this examination, I also bear in mind there is an intimate relationship between political authority's response in legal proceedings and warfare, and that in certain respects social demands and customs regulated this response.

In the first section, I examine the response to legal proceeding in the earlier period of the regime. In legal proceedings involving the immediate environs of Kyoto, there were many cases of estate holders appealing

directly to Toyotomi Hideyoshi, and Hideyoshi himself passing judgment on them. On the other hand, in the Kinai and neighboring areas, *kyūnin* (landed retainers of the Toyotomi regime) and deputies conducted the arbitration. It is thought that the response of these *kyūnin* and deputies continued thereafter, but in most cases the procedures for the legal proceedings was in a simplified form, and it appears that their efficacy was weakened.

In the second section, I examine the response in legal proceeding in the middle period of the regime. At this time, the indivisibility of the villages of the *kyūnin* and deputies and disputes between villages over their products were the chief issues that the authorities needed to deal with. When the arbitration provided by a neighboring village or a deputy of the regime could not solve an issue, a solution was sought from the central Toyotomi authorities. As a result, from circa Tenshō 16(1588) a system dealing with legal proceedings led by Mashita Nagamori and another commissioner (one of either Natsuka Masaie, Ishida Mitsunari, or Asano Nagayoshi) was created. However, as the commissioners were saddled with many responsibilities, they were unable to concentrate on legal proceedings. In addition, as they did not prepare procedures to coordinate their collective opinions, they had not yet formed a group and were a stage swayed by individual circumstances.

In the third section, I examine the response to legal proceedings in the latter stage of the regime. It is thought that the internal structure of the regime changed under the influence of the invasion of Korea and the Hidetsugu incident. Within this changed structure, one can see changes from circa Bunroku 3 (1593) at Fushimi, which the regime had made its new headquarters, and a system of responding to legal proceedings headed by three commissioners, including Mashita Nagamori, Natsuka Masaie and either Ishida Mitsunari or Gen'i, was begun. Furthermore, meetings began to be held within the main castle and collective operation as a group was established.

Summarizing the results of the above examination, one cannot discern a deliberate policy from Toyotomi regime's methods of dealing with legal proceedings. In the Kinai region during the Sengoku period, the populace sought judgments that were guaranteed and absolute. The Toyotomi regime acquired legitimacy as a public institution by dealing with legal proceedings in response to these demands, and its method of rule thus spread throughout society. It can be concluded that the Toyotomi regime's handling of legal proceedings occurred as the system of rule was being organized under the influence of social and political circumstances.